第71回 実施

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、 生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25 問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である(各間に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法)。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分 注意すること。
 - (1) 解答は、各間の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具は HB の黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。
 - ※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等に よるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
 - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

- 間1 計量法の目的及び定義に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 計量法において、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
 - 2 計量法において、計量器の製造には、改造は含まれない。
 - 3 計量法において、「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。
 - 4 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
 - 5 体積、時間、粘度は計量法第2条第1項第1号の「物象の状態の量」に含まれる。

間2 計量法第2条第2項に規定する取引及び証明の定義に関する次の記述の (ア) ~ (ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は (T) の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、(T) に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を (T) することをいう。

(ア)	(/)	(ウ)		
1	財	公	公表		
2	役務	取引相手	公表		
3	財	取引相手	公表		
4	役務	公	表明		
5	財	取引相手	表明		

問3 国際単位系に係る計量単位として計量法第3条に規定され、同法別表第1に掲げられている物象の状態の量と計量単位との組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	密度	モル毎立方メートル キログラム毎立方メートル
2	質量	キログラム グラム トン
3	光束	ルーメン
4	温度	ケルビン セルシウス度又は度
5	圧力	パスカル又はニュートン毎平方メートル バール

- **間4** 計量法第9条に規定する非法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する次の 記述の (r) ~ (r) に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - 第9条 第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって 非法定計量単位による(ア)を付したものは、販売し、又は販売の目的で(イ) してはならない。第5条第2項の政令で定める計量単位による(ア)を付した計 量器であって、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省 令で定めるもの以外のものについても、同様とする。
 - 2 前項の規定は、(ウ) すべき計量器その他の政令で定める計量器については、 適用しない。

	(ア)	(/)	(ウ)
1	目盛又は表記	所持	輸出
2	目盛及び記号	陳列	輸入
3	目盛及び記号	製造	輸出
4	目盛又は表記	所持	輸入
5	目盛又は表記	陳列	輸出

問5 計量法第12条第1項に規定する次の記述の (ア)~(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第12条 政令で定める商品(以下「特定商品」という。)の(ア)の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量(特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。)を(イ)により示して販売するときは、政令で定める誤差(以下「量目公差」という。)を超えないように、その特定物象量の(ウ)をしなければならない。

	(ア)	(/)	(ウ)
1	製造	法定計量単位	計量
2	製造	計量単位	計測
3	販売	法定計量単位	計測
4	販売	計量単位	計量
5	販売	法定計量単位	計量

間6 次に示す計量法第12条第1項の政令で定める商品(特定商品)と、その特定物象量 (特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量)の組合せとして、誤っているものを一 つ選べ。

(特定商品)(特定物象量)1 牛乳(脱脂乳を除く。)質量又は体積2 ソース質量又は体積3 アルコールを含む飲料(医薬用のものを除く。)体積4 潤滑油質量又は体積5 灯油体積

問7 計量器等の使用に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 ノギスは特定計量器ではないため、取引又は証明における法定計量単位による計量 に使用することはできない。
- 2 計量法第16条第1項第3号に規定する検定証印等が付されていない特定計量器(車両等装置用計量器を除く。)であっても、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してよい場合がある。
- **3** 液化石油ガスメーターは、計量法第 18 条の政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。
- 4 検定証印等が付されている全ての特定計量器は、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してよい。
- 5 特殊容器については、全て、計量法第17条第1項の政令で定める商品を同項の経済 産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合 には、同法第16条第1項の規定は適用されないことから、取引又は証明における法 定計量単位による計量に使用することができる。

- **問8** 計量法第19条の定期検査の対象となる特定計量器に該当しないものの組合せを一つ 選べ。
 - ア 非自動はかり
 - イ 自動はかり
 - ウ 分銅及びおもり
 - エ アネロイド型血圧計
 - **1** ア、イ
 - 2 ア、ウ
 - 3 ア、エ
 - 4 イ、ウ
 - 5 イ、エ

- 間9 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 指定定期検査機関の指定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 2 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、品質管理に関する規程 を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。
 - 3 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査 に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
 - 4 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。
 - 5 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算 を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

- 問10 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。
 - 1 自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、計量法第40条第1項の規定に基づき事業の届出をしなければならない。
 - 2 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。ただし、計量法第16条第1項第2号ロの指定を受けた者(指定製造事業者)が同法第95条第2項の規定により検査を行う場合は、この限りでない。
 - **3** 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 4 届出製造事業者が、計量法第40条第1項の規定による届出に係る特定計量器の修理 の事業を行おうとする場合は、その修理の事業の届出をしなければならない。
 - 5 電気計器以外の特定計量器の修理の事業を行おうとする者は、あらかじめ、当該特定計量器の修理をしようとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、 経済産業大臣に届け出なければならない。

- **間11** 計量法第57条の規定により譲渡等が制限されている特定計量器の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - ア 密度浮ひょう
 - イ ガラス製体温計
 - ウ 抵抗体温計
 - エ アネロイド型血圧計
 - 才 照度計
 - **1** ア、イ、ウ
 - 2 ウ、エ、オ
 - **3** イ、ウ、エ
 - 4 ア、エ、オ
 - 5 ア、イ、オ

- **問12** 計量法第70条の規定により、特定計量器について同法第16条第1項第2号イの検定を受けようとする者は政令に定める区分に従い、申請書を提出しなければならないが、当該申請書の提出先として誤っているものを、次の中から一つ選べ。
 - 1 経済産業大臣
 - 2 都道府県知事
 - 3 特定市町村の長
 - 4 日本電気計器検定所
 - 5 指定検定機関

- 問13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 届出製造事業者は、計量法第76条第1項の承認を受けようとする型式の特定計量器 について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができ る。
 - 2 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造する工場又は事業場の名称に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣(計量法第168条の2の規定により、国立研究開発法人産業技術総合研究所)又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。
 - 3 承認外国製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。
 - 4 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣(計量法第168条の2の規定により、国立研究開発法人産業技術総合研究所)又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
 - 5 承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、必ず 製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。

- 問14 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。
 - 1 指定製造事業者は、計量法第76条第1項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造した場合、経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、校正証明書を交付することができる。
 - 2 指定製造事業者は、指定の申請書に記載した計量法第40条第1項の経済産業省令で 定める事業の区分を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届 け出なければならない。
 - 3 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場を管轄する都道府県知事が行う。
 - 4 計量法に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終えた日から1年を経過した者は、指定製造事業者の指定を受けることができる。
 - 5 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、その指定の申請に係る 工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定 検定機関の行う調査を受けることができる。

問15 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器を譲渡するときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。
- **2** 基準器検査の合格条件は、その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、のみである。
- 3 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査 証印を付する。
- 4 基準器検査を受けることができる者は、経済産業省令で定められている。
- 5 基準器検査証印の有効期間は、計量器が基準器検査に合格したときに交付される基準器検査成績書に記載される。

- 問16 計量証明の事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 国が、大気、水又は土壌中の物質の濃度の計量証明の事業を行う場合は、その事業 所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなくてもよい。
 - 2 計量法第 109 条に規定する計量証明の事業の登録の基準の一つとして、事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士又は経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が当該事業に係る計量管理を行い、その数が経済産業省令で定める数以上であること、がある。
 - 3 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
 - 4 都道府県知事は、計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 5 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府 県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

問17 計量証明検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において計量証明に使用する特定計量器は、都道府県知事が行う計量証明検査を受けなければならない。
- 2 計量法第 118 条第 1 項に規定する計量証明検査の合格条件の一つとして、その構造 が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
- 3 計量証明検査の合格条件のうち、器差に関する条件に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、特定標準器又は特定標準物質を用いて定めなければならない。
- 4 計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。
- 5 都道府県知事は、計量証明検査を行った特定計量器が計量法第 118 条第 1 項各号に 規定する計量証明検査の合格条件に適合するときは、経済産業省令で定めるところに より、その器差を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付しなければな らない。

- **間18** 特定計量証明事業の証明書の交付に関する計量法第121条の3の条文中の下線部ア〜 エのうち、誤っているもののみを全て挙げている組合せを一つ選べ。
 - 第 121 条の 3 計量法第 121 条の 2 の認定を受けた者(以下「<u>ア:認定特定計量証明事業</u>者」という。)は、同条の認定を受けた<u>イ:物象の状態の量の区分</u>に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、<u>ウ:経済産業省</u>令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
 - 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に同項の<u>工:標章を付して</u>はならない。
 - 3 前項に規定するもののほか、<u>ア:認定特定計量証明事業者</u>は、計量証明に係る証明書以外のものに、第1項のエ:標章を付してはならない。
 - **1** ア、ウ
 - 2 ア、エ
 - 3 イ、ウ
 - 4 イ、エ
 - 5 ウ、エ

間19 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業とは、計量法第 107 条第 2 号に規定する物象の状態の量で極めて 微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める 事業をいう。
- 2 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして 政令で定める事業を行おうとする者は、計量法第 121 条の 2 の各号に適合している旨 の認定を受けていれば、都道府県知事による同法第 107 条の計量証明の事業の登録を 受けることを要しない。
- **3** 特定計量証明事業の認定は、3 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 特定計量証明事業の認定を受けようとする者及びその認定の更新を受けようとする 者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- **5** 経済産業大臣は、計量法第 121 条の 2 の認定をしたときには、その旨を公示しなければならない。

- **問 20** 計量法第 122 条に規定する計量士の登録に関する次の記述の(ア)~(ウ) に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - 第122条 経済産業大臣は、計量器の(ア)その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。
 - 2 次の各号の一に該当する者は、経済産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量 士の区分」という。)ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項につい て、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。
 - 一 (イ)、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の (ウ) に適合する者

(ア)	(1)	(ウ)
1	検査	国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う		基準	
		計量法第 166 条第1項の教習の課程を修了し			
2	校正	計量士国家試験に合格し		条件	
3	検査	計量士国家試験に合格し		基準	
4	校正	国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う		条件	
		計量法第 166 条第1項の教習の課程を修了し			
5	検査	計量士国家試験に合格し		条件	

- **問21** 計量士に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。
 - 1 経済産業省令で定める計量士の区分は、二つである。
 - 2 計量士登録証に記載すべき事項として政令で定めるものは、氏名、住所その他経済 産業省令で定めるもの、である。
 - 3 計量士資格認定証(計量法施行令第30条第2項の規定により交付を受けたもの) を失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄す る都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士資格認定証の再交付を受 けることができる。
 - **4** 計量士登録証の交付を受けた者は、その登録が取り消されたときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事に返納しなけなければならない。
 - 5 計量士の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。

- 間22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。
 - 1 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者の氏名及びその職務の内容、がある。
 - 2 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量 管理の方法について、国の事業所にあっては経済産業大臣、その他の事業所にあって は当該事業所を管轄する都道府県知事が行う検査を受けなければならない。
 - 3 適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること、がある。
 - 4 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が、不正の手段によりその 指定を受けたときは、その指定を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業 の停止を命ずることができる。
 - 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、指定を受けた事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

間23 計量法第143条第2項に規定する計量器の校正等の事業を行う者の登録の適合要件の一つに関する次の記述の(ア)~(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

国際標準化機構及び(ア)が定めた(イ)を行う機関に関する(ウ)に適合するものであること。

	(ア)	(/)	(ウ)
1	国際度量衡委員会	校正	基準
2	国際電気標準会議	校正	基準
3	国際度量衡委員会	検査	基準
4	国際電気標準会議	検査	試験
5	国際度量衡委員会	校正	試験

- 間24 計量法第8章第2節の特定標準器以外の計量器による校正等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又 は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、 計量法第143条の登録を受けなければならない。
 - 2 登録を受けた計量器の校正等の事業を行う者(以下この問において「登録事業者」という。)は、特定標準器による校正をされた計量器を用いて計量器の校正を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書(以下この問において「JCSS 証明書」という。)を交付することができる。
 - 3 登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器について計量器の校正を行う者である場合にあっては、その登録事業者は、JCSS 証明書を付して計量器を販売し、又は貸し渡すことができる。
 - 4 登録事業者ではない計量器の校正等の事業を行う者は、計量器の校正等に係る証明書に、計量法第144条第1項の経済産業省令で定める標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
 - **5** 計量器の校正等の事業を行う者の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとに その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

間25 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、その職員に工場において取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器を検査させた場合において、その特定計量器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないときは、検定証印等を除去することができるが、一般家庭は、立入検査の対象でないため、取引又は証明に使用されている特定計量器について検定証印等を除去することはできない。
- 2 計量法に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものである。
- 3 計量法第 148 条に基づく立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 要請があった場合に限り、関係者に提示する必要がある。
- 4 指定定期検査機関の役員又は職員は、計量法第31条の規定(帳簿の記載)に違反して同条に規定する事項を帳簿に記載しなかった場合には、罰金に処する。
- 5 経済産業大臣は、定期検査、検定に必要な用具であって、経済産業省令で定めるものを都道府県知事又は特定市町村の長に有償で貸し付けることができる。